

令和４年第２回定例会（１２月議会）予算及び付託議案審査関係資料

令和４年１２月２日
総務部

【予算関係】

財 政 課	令和４年度１２月補正予算に関する説明資料	・・・ 1
広 報 広 聴 課	広報事業に係る債務負担行為の設定について	・・・ 6

【議案関係】

総 務 課	あっせんの申立てについて（議案第１８３号）	・・・ 8
人 事 課	「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について （議案第１７５号）	・・・ 9
人 事 課	「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について （議案第１７６号）	・・・ 11
人 事 課	「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について （議案第１７７号）	・・・ 18
広 報 広 聴 課	「個人情報保護に関する法律施行条例案」等について （議案第１７８号～議案第１８０号）	・・・ 20

令 和 4 年 度 1 2 月 補 正 予 算
に 関 す る 説 明 資 料

(議 案 第 1 6 6 号)

令和４年度12月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税	641,812	地方交付税 641,812 (196,207,376 → 196,849,188)	
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金	304	土木費分担金 304 (375,975 → 376,279)	
8 使用料及び手数料	5,600	畜産業手数料 5,600 (56,822 → 62,422)	
9 国庫支出金	6,004,929	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,955,973 (14,245,048 → 18,201,021) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 1,048,489 (16,083,608 → 17,132,097)	職員費（教育費負担金） △ 147,458 (16,024,935 → 15,877,477)
10 財産収入	△ 3,767	中山間地域土地改良施設等保全基金利子収入 182 (773 → 955)	畜産物売払収入 △ 3,949 (91,925 → 87,976)
11 寄 附 金	23,100	文化振興事業費 23,100 (27,500 → 50,600)	
12 繰 入 金	562,280	地域医療介護総合確保基金繰入金 562,280 (1,743,082 → 2,305,362)	
13 繰 越 金			
14 諸 収 入	154	県庁舎入居団体費用収入 9,039 (154,891 → 163,930) 産業廃棄物特定支障除去等支援事業出えん金 3,333 (46,193 → 49,526)	給与費（下水道マネジメント推進課分） △ 12,939 (184,984 → 172,045) 労働保険料納付金 △ 1,335 (21,558 → 20,223)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
15 県 債	9, 000	能代産業廃棄物処理センター環境保全対策事業費 5, 000 (69, 200 → 74, 200) 農業用施設災害復旧事業費 4, 000 (56, 500 → 60, 500)	
合 計	7, 243, 412	650, 524, 075 → 657, 767, 487	

令和４年度12月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費	△ 2,932	議員報酬費 2,443 (616,018 → 618,461)	職員給与費 △ 5,375 (264,745 → 259,370)
2 総 務 費	652,507	地域公共交通等新型コロナ対策事業 628,555 (1,078,752 → 1,707,307)	職員給与費 △ 68,144 (71,629,415 → 71,561,271)
3 民 生 費	2,056,593	地域医療介護総合確保基金積立金 958,543 (733,144 → 1,691,687) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業 560,000 (227,085 → 787,085) 介護保険施設等物価高騰対策事業 164,250 (0 → 164,250)	
4 衛 生 費	3,043,972	新興感染症対策事業（新型コロナウイルス感染症分） 1,702,800 (13,679,294 → 15,382,094) 医療施設等物価高騰対策事業 573,613 (0 → 573,613)	
5 労 働 費	△ 19,928		職員給与費 △ 19,928 (599,817 → 579,889)
6 農 林 水 産 業 費	636,832	あきたの魅力ある水田農業確立対策事業 300,000 (1,321,139 → 1,621,139) 土地改良区体制強化事業 147,000 (19,619 → 166,619) 6次産業化施設緊急整備事業 103,869 (158,743 → 262,612)	職員給与費 △ 75,092 (6,178,896 → 6,103,804)
7 商 工 費	647,360	新エネルギー産業創出・育成事業 395,000 (217,675 → 612,675) 宿泊施設等生産性向上支援事業 294,543 (0 → 294,543)	職員給与費 △ 62,292 (2,116,725 → 2,054,433)
8 土 木 費	△ 78,180	港湾運送事業者支援事業 12,720 (0 → 12,720)	職員給与費 △ 109,844 (3,800,063 → 3,690,219)
9 警 察 費	111,236	一般管理事業 84,608 (4,757,576 → 4,842,184) 職員給与費 26,628 (20,504,507 → 20,531,135)	

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
10 教 育 費	135,952	秋田県立大学施設設備等整備事業 307,958 (506,550 → 814,508) 秋田県立大学運営事業 94,639 (3,599,759 → 3,694,398) 高等学校運営費 73,294 (1,794,389 → 1,867,683) 国際教養大学施設設備等整備事業 26,180 (1,897,324 → 1,923,504)	職員給与費 △ 481,817 (84,403,961 → 83,922,144)
11 災 害 復 旧 費	60,000	農地・農業用施設小災害支援事業 60,000 (119,900 → 179,900)	
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	7,243,412	650,524,075 → 657,767,487	

広報事業に係る債務負担行為の設定について

広報広聴課

1 事業目的

県政情報を分かりやすく伝え、県民との情報共有を図るとともに、県政への参画と協働による取組を促すため、様々な媒体を活用した広報を実施する。

2 事業内容

広報の企画・制作業務を「広報紙・新聞広報」と「テレビ広報・ラジオ広報」の二つにまとめ、それぞれをインターネットメディアと組み合わせ、同一の県政情報をターゲットに応じて異なる手法で発信しながら、県内の若・中年層に対してSNS・動画広告を行うなど、媒体間で連携を図る。

3 債務負担行為限度額

69,196千円（ $\oplus$ 3,286千円、 $\ominus$ 65,910千円） 内訳 $\left[\begin{array}{l} \text{役務費} \quad 13,056 \text{千円} \\ \text{委託料} \quad 56,140 \text{千円} \end{array} \right]$

（1）広報紙等メディアミックス事業

51,472千円

① インターネットメディア

美の国あきたネットへの掲載、SNS投稿・広告

② 広報紙

年6回発行（奇数月）、8ページ、413千部印刷・配布

③ 新聞広報

年4回掲載（四半期ごと）、地元紙3紙、全5段

（2）電波媒体メディアミックス事業

17,724千円

① インターネットメディア

ユーチューブによる短編動画の配信、SNS投稿、動画広告

② テレビ広報

県内民放3局、年12回（月1回）放送

③ ラジオ広報

県内民放FM1局、年24回（月2回）放送

4 債務負担行為を設定する理由

新年度当初から、各媒体を活用して広報を実施するためには、今年度中に受託者の決定や契約手続きを行い、掲載枠や放送枠の確保、制作や編集等を行う必要があるため。

広報事業に係る債務負担行為の設定について(参考資料)

広報広聴課

■ 令和4年度におけるSNS広告・動画広告の実施状況（令和4年12月現在）

- ・ 広報紙・テレビ広報番組などで取り上げた広報テーマに関し、県内在住の若・中年層(10代～50代)をターゲットに広告を実施。
- ・ SNS広告では特集記事に関する画像等を、動画(YouTube)広告では5秒でスキップ可能な短編動画(2分間)を作成して運用。

SNS広告



Instagram 秋田県庁 広告

集まれニッポンの技!!

詳しくはこちら

いいね! 14件
秋田県で初開催!

- ・ 1回当たり 約10万回表示
- ・ クリック率 約0.8%

動画広告



あきたびじょんNEXT 2022 9月 スピンオフ

WebTVあきた

今回のテーマ：ミルハス グランドオープン

- ・ 1回当たり 約4万回表示
- ・ 平均再生率(動画を再生した時間割合) 約8割

■ 令和5年度の運用方針・目標

- **ターゲットへの広告表示回数の増加**
SNS広告：年2回相当
動画広告：年1回相当 → **それぞれ 年6回相当**
- **より効果的な広告配信**
広報テーマのターゲットにマッチしたソーシャルメディアの選択等



県民意識調査における「広報活動の現状評価」

肯定的評価（十分行われている・ある程度行われている）の割合

令和4年度：66.4% ⇒ **令和5年度：68.0%（段階的に向上させて 令和7年度：70.0%）**を目指す。

＜参考＞ 令和4年度調査結果(18～39歳)

- ・ 肯定的評価 62.8%
- ・ 「県が発信する情報の取得方法」 県政広報番組(テレビ・ラジオ) 24.1% ソーシャルメディア 28.4%

あっせんの申立てについて（議案第183号）

総務課

1 趣旨

東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求のうち、第七次請求に係る未受領額について、「原子力損害賠償紛争解決センター」に和解のあっせんの申立てを行う。

2 申立額

3, 2 2 4 千円

3 第七次請求の概要

（単位：千円）

請求区分	請求時期	対象経費	請求額	受領済額 （任意）	未受領額
第七次	令和4年6月	令和元～3年度分	16,212	12,988	3,224

※ 単位未満切捨て

4 あっせん申立額の内訳

○ 県が被害者支援等のために負担した費用 1, 5 9 8 千円

放射線・放射能の監視測定に係る費用

○ 人件費 1, 6 2 6 千円

「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 1 7 5 号）

人事課

1 改正理由

県議会議員の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

県議会議員に対する期末手当の年間支給月数を引き上げる。

	現 行	改 正 後	
		令和 4 年度	令和 5 年度以降
6 月	1 . 5 5 月	1 . 5 5 月	1 . 5 7 5 月 (+ 0 . 0 2 5 月)
1 2 月	1 . 5 5 月	1 . 6 0 月 (+ 0 . 0 5 月)	1 . 5 7 5 月 (+ 0 . 0 2 5 月)
年間計	3 . 1 0 月	3 . 1 5 月 (+ 0 . 0 5 月)	3 . 1 5 月 (+ 0 . 0 5 月)

3 施行期日

○ 公布の日：令和 4 年度分〔令和 4 年 1 2 月 1 日遡及適用〕

○ 令和 5 年 4 月 1 日：令和 5 年度以降分

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百六十」とする。	第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。	第一条の二 略 2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。 この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百六十」とする。

「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について（議案第 176 号）

人事課

1 改正理由

人事委員会の知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、県職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条、第 2 条）

① 給料

若年層に重点を置いて引き上げる。（条例別表第 1 ～別表第 6） ※ 改定率 0.17%

② 期末・勤勉手当

年間支給月数を引き上げる。（第 22 条関係）

	現 行	改 正 後	
		令和 4 年度	令和 5 年度以降
6 月	2.10 月	2.10 月	2.15 月 (+ 0.05 月)
12 月	2.10 月	2.20 月 (+ 0.10 月)	2.15 月 (+ 0.05 月)
年間計	4.20 月	4.30 月 (+ 0.10 月)	4.30 月 (+ 0.10 月)

※再任用職員については、+ 0.05 月（年間 2.20 月→2.25 月）

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条～第6条）

① 給料

任期付研究員及び特定任期付職員に係る給料月額を引き上げる。

② 期末手当

任期付研究員及び特定任期付職員の年間支給月数を引き上げる。

	現 行	改 正 後	
		令和4年度	令和5年度以降
6月	1. 575月	1. 575月	1. 625月 (+0. 05月)
12月	1. 575月	1. 675月 (+0. 10月)	1. 625月 (+0. 05月)
年間計	3. 15月	3. 25月 (+0. 10月)	3. 25月 (+0. 10月)

3 施行期日等

○ 公布の日

- ・給料〔令和4年4月1日遡及適用〕
- ・期末・勤勉手当（令和4年度分）〔令和4年12月1日遡及適用〕

○ 令和5年4月1日

- ・期末・勤勉手当（令和5年度以降分）

○ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第38号）について所要の規定の整理を行う。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
（勤勉手当） 第二十二条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百一・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十二・五）を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の五十（特定幹部職員にあつては、百分の六十）を乗じて得た額の総額 3 略 ※ 別表第一から別表第六までの給料表の改正は略	（勤勉手当） 第二十二条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百十二・五）を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額 3 略

新	旧
（勤勉手当） 第二十二条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百十七・五）を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五）を乗じて得た額の総額 3 略	（勤勉手当） 第二十二条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十二・五）を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十（特定幹部職員にあつては、百分の六十）を乗じて得た額の総額 3 略

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第一条による改正）

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第三条による改正）

新

（給与に関する特例）

第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	399,937
2	459,374
3	519,818
4	600,410
5	698,128
6	796,853

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	333,449
2	369,715
3	396,915

3
6
略

（給与条例の適用除外等）

第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第

（給与に関する特例）

第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	398,692
2	459,100
3	519,508
4	600,052
5	697,712
6	796,399

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	332,244
2	368,488
3	396,679

3
6
略

（給与条例の適用除外等）

第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第

旧

二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。	二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。
--	--

新		旧	
（特定任期付職員の給与に関する特例） 第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		（特定任期付職員の給与に関する特例） 第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	

号給	給料月額 円
1	377, 775
2	425, 122
3	475, 492
4	536, 944
5	612, 499
6	715, 254
7	836, 142

2／5
略

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。

号給	給料月額 円
1	376, 543
2	424, 869
3	475, 209
4	536, 624
5	612, 134
6	714, 828
7	835, 714

2／5
略

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第五条第一号による改正）

新

旧

(給与条例の適用除外等)

第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第二項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。

(給与条例の適用除外等)

第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第二項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第五条第二号による改正）

新

旧

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の

適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の利用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。
適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の利用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。

新		旧	
略 別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。		略 別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。	
定年 前年 任用 短時 間勤 務職	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円
定年 前年 任用 短時 間勤 務職	188,088 216,792 257,098 276,632 291,843 317,141 339,140 358,758 444,203	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円
定年 前年 任用 短時 間勤 務職	188,074 216,624 256,935 276,467 291,669 317,124 339,124 357,731 443,928	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円

略		略	
別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。		別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。	
定年 前年 任用 短時 間勤 務職	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円
定年 前年 任用 短時 間勤 務職	243,367 259,073 259,204 290,735 307,357 321,567 345,530 358,606 414,500	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円
定年 前年 任用 短時 間勤 務職	243,147 254,921 259,012 290,560 307,174 321,370 345,131 356,490 412,284	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円

略		略	
別表第三再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。		別表第三再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。	
定年 前年 任用 短時 間勤 務職	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円
定年 前年 任用 短時 間勤 務職	221,530 252,152 261,769 322,270	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円
定年 前年 任用 短時 間勤 務職	221,738 252,002 261,601 322,578	基準 給料 月額 円	基準 給料 月額 円

労働 員	215,731	275,324	333,550	418,272
別表第四第二号の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円
	226,550	273,105	326,800	408,105
別表第五再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円
	210,100	260,613	285,592	357,244

労働 員	205,591	275,165	333,551	416,093
別表第四第二号の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円
	226,731	272,915	326,605	407,955
別表第五再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円
	218,579	260,459	285,427	357,115

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円
	210,100	260,613	285,592	357,244	

別表第六第二号の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時	基俸給 料月額	基俸給 料月額	基俸給 料月額	基俸給 料月額	基俸給 料月額	基俸給 料月額
	円	円	円	円	円	円

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円
	218,579	260,459	285,427	357,115	367,013

別表第六第二号の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時	基俸給 料月額	基俸給 料月額	基俸給 料月額	基俸給 料月額	基俸給 料月額	基俸給 料月額
	円	円	円	円	円	円

労働 員	110,005	216,353	245,301	258,801	284,157	315,185	367,701
別表第六第三号の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円
	226,850	257,289	261,513	271,818	291,239		

労働 員	110,083	216,761	245,155	258,646	284,018	314,995	367,482
別表第六第三号の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円	基俸給月額 円
	216,698	257,136	261,385	271,635	291,055		

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 1 7 7 号）

人事課

1 改正理由

一般職の職員の給与改定により、知事等の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

知事、副知事及び常勤の監査委員に対する期末手当の年間支給月数を引き上げる。

	現 行	改 正 後	
		令和 4 年度	令和 5 年度以降
6 月	1. 5 5 月	1. 5 5 月	1. 5 7 5 月 (+ 0. 0 2 5 月)
1 2 月	1. 5 5 月	1. 6 0 月 (+ 0. 0 5 月)	1. 5 7 5 月 (+ 0. 0 2 5 月)
年間計	3. 1 0 月	3. 1 5 月 (+ 0. 0 5 月)	3. 1 5 月 (+ 0. 0 5 月)

3 施行期日

○ 公布の日：令和 4 年度分〔令和 4 年 1 2 月 1 日遡及適用〕

○ 令和 5 年 4 月 1 日：令和 5 年度以降分

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
（期末手当） 第八条 略 2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百六十」とする。 3・4 略	（期末手当） 第八条 略 2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。 3・4 略

知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
（期末手当） 第八条 略 2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。 3・4 略	（期末手当） 第八条 略 2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百六十」とする。 3・4 略

「個人情報の保護に関する法律施行条例案」等について（議案第１７８号～第１８０号）

広報広聴課

１ 制定理由

令和３年５月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）による個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の改正により（以下「改正法」という。）、地方公共団体における個人情報保護制度は、令和５年４月から改正法の下に一元化され、その所管は国の個人情報保護委員会となる。

このため、秋田県個人情報保護条例（平成１２年秋田県条例第１３８号。以下「現行条例」という。）を廃止し、改正法で条例による規定が必要とされた事項及び規定を置くことが認められた事項を定める改正法施行条例を制定する等の必要がある。

２ 主な規定内容

(1) 個人情報の保護に関する法律施行条例案（議案第１７９号関係）

① 登録簿の作成及び公表等（第２条関係）

現行条例下での運用を継続するため、個人情報を取り扱う事務について、その事務の名称、目的、記録項目等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表することとする。

② 開示決定等の期限及び特例（第３条及び第４条関係）

現行条例下での運用を継続するため、改正法に規定する期限を短縮し、請求があった日から１４日以内（現行条例と同じ期限。期間計算の方法は改正法の規定に合わせて初日不算入とする。）に開示決定等をしなければならないこととする。

③ 開示請求に係る費用の負担及び手数料（第５条及び第６条関係）

現行条例下での運用を継続するため、行政文書の写し等の交付に要する費用を開示請求者の負担とすることとし、手数料は徴収しないこととする。

④ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（第 7 条関係）

改正法の施行に伴い導入される行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について、標準とされる政令で定める額を手数料の額とする。

〔手数料の積算方法〕 21,000 円＋作成時間（職員の工数）1 時間当たり 3,950 円＋委託料（作成を外部委託する場合）

⑤ 秋田県個人情報保護審査会への諮問（第 8 条関係）

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときに秋田県個人情報保護審査会に諮問できることとする。

(2) 秋田県個人情報保護審査会条例案（議案第 1 8 0 号関係）

① 秋田県個人情報保護審査会を設置し、審査会の組織、審査請求に係る調査権限、調査手続等について定めることとする。（第 1 条～第 1 1 条関係）

② 委員の守秘義務違反に対する罰則（1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金）について定めることとする。（第 1 2 条関係）

(3) 秋田県情報公開条例の一部を改正する条例案（議案第 1 7 8 号関係）

非公開情報に行政機関等匿名加工情報に関するものを追加することとする。（第 6 条関係）

3 施行期日等

(1) これらの条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとする。

(2) 現行条例は、廃止することとする。

(3) 2(1)及び(2)の条例の施行に関し、罰則等に関する所要の経過措置を規定することとする。

(4) 2(1)及び(2)の条例の施行に関し、関係条例について所要の規定の整理を行うこととする。

1 概要

個人情報保護法の改正により、各機関で根拠法令が異なっていた個人情報保護制度は、令和5年4月1日から改正法の下に一元化され、その所管は国の個人情報保護委員会となる。

これを受けて、本県の個人情報保護条例を廃止し、改正法で条例による規定が必要とされた事項及び規定を置くことが認められた事項を定める個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等を行う。

■改正法の趣旨

個人情報保護法制の一元化

- ・「個人情報」の定義、行政機関等における個人情報の取扱い、開示請求等の手続の統一
- ・個人情報保護委員会による監督・監視、制度運用の一元化

個人情報保護制度の見直し

	制度の対象	根拠法令	所管
改正前	国の行政機関	行政機関個人情報保護法	総務省
	独立行政法人等	独立行政法人等個人情報保護法	
	地方公共団体等	個人情報保護条例（団体ごと）	各地方公共団体
	民間事業者	個人情報保護法	個人情報保護委員会

↓ 法律を1つに統合

改正後	国の行政機関	個人情報保護法	個人情報保護委員会
	独立行政法人等		
	地方公共団体等		
	民間事業者		

「個人情報保護」と「データ流通」の両立

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表
- ・行政機関等匿名加工情報制度の導入

行政機関等匿名加工情報制度

行政機関等が保有する個人情報ファイル（本人の数が1,000人以上）について個人情報ファイル簿を作成・公表し、事業者等から利用の提案があった場合、匿名加工情報（※）を提供することで、新たな産業の創出、活力ある経済社会、豊かな国民生活の実現に資することを目的とした制度。

※匿名加工情報

特定の個人を識別できないように個人情報を加工して得られる情報であって、個人情報を復元することができないようにしたもの。

【加工の例】

- ・特定の個人を識別することができる記述等（氏名など）の全部又は一部を削除・置換
- ・特異な記述等（「年齢116歳」など）を削除・置換

■法改正による個人情報保護制度の主な変更点

- 「個人情報」の定義、取扱いの統一
大規模災害時等において、地方公共団体間での統一的な安否不明者の氏名等の公表により、効率的な救助・捜索活動が可能となる。
- 開示請求手続
任意代理人からの請求や郵送による請求が可能となる。
- 安全管理措置
漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合、個人情報保護委員会への報告や本人への通知が義務化される。

2 施行条例等の主な規定内容

■ 個人情報の保護に関する法律施行条例

条例による規定が必要とされた事項等について、規定内容を次のとおりとする。

- 個人情報取扱事務登録簿
個人情報取扱事務について、現行条例と同様、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成・公表する。
- 開示決定等の期限
開示決定等の期限は、改正法の規定を短縮して現行条例と同様とする。

改正法	原則 30日以内	延長 30日以内	計 60日以内
施行条例	原則 14日以内	延長 30日以内	計 44日以内
- 開示請求に係る費用の負担（必須）
文書の写し等の交付に係る費用（コピー代等）は、現行条例と同様、開示請求者の負担とする。
- 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（必須）
行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、政令で定める額（国の手数料）と同額とする。
〔手数料の積算方法〕
21,000 円＋作成時間（職員の工数）1 時間当たり 3,950 円＋委託料（作成を外部委託する場合）

■ 秋田県個人情報保護審査会条例

秋田県個人情報保護審査会を設置し、審査会の組織、審査請求に係る調査権限、調査手続、委員の守秘義務違反に対する罰則等について定める。

■ 秋田県情報公開条例の一部を改正する条例

非公開情報に行政機関等匿名加工情報に関するものを追加する。

3 改正スケジュール

- 令和 4 年 1 2 月 県議会へ条例案提出
- 令和 5 年 1 月 個人情報保護委員会へ条例の届出
- 4 月 個人情報の保護に関する法律施行条例等の施行、現行条例の廃止

新	旧
(公開義務) 第六条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、当該行政文書の公開をしなければならない。 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第三項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む)。 ただし、次に掲げるものを除く。 (一) 略 二 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号 三 略 二・三 略 (公益上の理由による裁量的公開)	(公開義務) 第六条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、当該行政文書の公開をしなければならない。 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む)。 ただし、次に掲げるものを除く。 (一) 略 二 略 三 略 二・三 略 (公益上の理由による裁量的公開)

第七条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報(前条第一項第二号及び第九号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書の公開をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第十二条 略 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 一 第三者に関する情報が記録されている行政文書の公開をしようとする場合であつて、当該情報が第六条第一項第一号四若しくは(五)又は同項第三号(一)から(三)までに掲げる情報に該当すると認められるとき。 二 略 3 略	第七条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報(前条第一項第八号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書の公開をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第十二条 略 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 一 第三者に関する情報が記録されている行政文書の公開をしようとする場合であつて、当該情報が第六条第一項第一号四若しくは(五)又は同項第二号(一)から(三)までに掲げる情報に該当すると認められるとき。 二 略 3 略
---	--